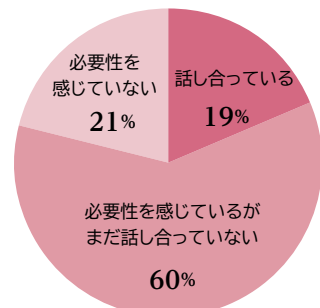




相続についてご家族で
話し合ったことがありますか？



「ミサワオーナーズクラブ」アンケートより
回答数：2,723人

ミサワホームのオーナーさまの6割は、必要性を感じつつも、まだ話し合っていない状況のようです。

～「相続」話し合いのきっかけは？～

1

子世帯が家を建てる時
実家をリフォームするとき

ご実家を入手した時の話や、資金調達方法を聞いてみましょう。購入時の資料は後の税金計算にも役立ちます。

2

親が病気に
なったとき

命に別状はなくても、将来に備えるきっかけに。ご実家の名義人が認知症になると、売却などができなくなります。

M-08p「家族信託」もご参照ください。

3

友人・知人に
ご不幸があったとき

友人を例に「何を準備すべきか」を話し合ったり、ご両親の相続時の体験を振り返ってもらい、話を聞いてみましょう。

4

制度改正が
あったとき

相続を巡る制度改正はたくさんあります。仕事先やニュースで制度改正を知ったときに話題にするのもおすすめです。

5

相続
シミュレーション

家系図や財産の全体像を把握するなど、相続をシミュレーションしてみましょう。相続対策に何が必要かがよくわかります。



／ 早めに話し合っておきたい！

《生前対策の例》

生前対策が早すぎる！

ご両親が「あなたにはこれをあげるからね」などと早めに伝えてしまったことで、お子さまが不動産は不労所得と甘えてしまい、精神的・経済的自立を妨げてしまうことも。

家なき子の特例

家を持っていない方が実家を継ぐと、相続税評価が80%減になるため、あえて賃貸暮らしをしており、配偶者から「いつまで我慢すればいいの？」と詰問されてしまいました。

二世帯で暮らしていて…

「小規模宅地等の特例」の適用を受け、相続税評価額が80%減になるからと親子で同居するも、日常生活の口論が絶えず、配偶者が絡んでさらに事態が複雑になり、親子関係の修復が難しくなっていました。

特集

家族の想いをつなぐ相続

財産を引き継ぎ、受け継ぐことは、ご家族の想いや歴史を紡ぐことでもあります。この機会に、ご家族で「相続」について話し合ってみてはいかがでしょうか。相続に関する相談も受けている税理士で行政書士の小崎寧子さんに「相続」を円滑に行う秘訣をお聞きしました。

想いや物語をつなぐ

これまで相続についてさまざまな相談を受ける中で、誰にでも訪れる人生の最期に「生きてきた証」をどう残せるのかを私自身も考えるようになりました。相続は現預金や不動産などの単なる財産の引き継ぎではありません。そこに込められたその方の想いや人生の物語、ご家族の絆が「生きてきた証」であり、それを次の世代へ託すことで、感謝の気持ちが生まれる大切な機会となります。だからこそ「相続」はご家族の幸せを育むものであってほしいですね。

気軽に話し合う機会を

相続は、ときに「争続」になることもあります。具体的には、「生

前対策」もしくは「相続後」に「争続」が発生します。

相続を円滑に進めるためには、ご家族が元気なうちに、みんなで話し合いをすることが重要です。相続の話題には少し抵抗があるかもしれませんが、タイミングを見て気軽に話し合いを始めてみてはいかがでしょうか。実際にご相談を受けた事例も下記でご紹介しますので、参考にしてください。

誰に何を残し、受け継ぐ方が相続税をいくら払うのかなどを早めに考えておくことで、安心して未来を迎えられます。その際は、それぞれの立場や価値観を共有し、ご家族にとって何が「幸せ」なのかを一緒に考えることがとても大切です。相続を前向きに捉え、ご家族の笑顔につながるような準備を始めましょう。



小崎寧子（こさき・やすこ）

税理士/行政書士。慶應義塾大学経済学部卒。アーサーアンダーセン&カンパニー、不動産と相続専門の東京シティ税理士事務所に所属後、独立。「小崎寧子税理士/行政書士事務所」を開設し、週末の税務相談会を中心に、年間200組以上の税務相談にのっている。

こんな困ったケースも／

《相続後の例》

遺言があれば……

お子さまのいない夫婦で遺言がない場合、法定相続人は配偶者、親、兄弟姉妹の可能性があります。兄弟姉妹が法定相続分を主張し、ご自宅を売却せざるをえなくなりました。

共有名義にした不動産

不動産が共有名義になっており、売りにたくない、売却してお子さまのために現金化したいなど、共有者間で考えや要望が異なり、相続人同士で揉めてしまいました。